

**令和8年度農林水産技術会議事務局における
事前防災対策総合推進費による調査研究委託事業
の公募説明会**

2026年6月11日

農林水産省

－ 目次 －

1. 新規公募課題の概要	P. 3
2. 研究実施スキーム	P. 7
3. 研究実施体制・応募資格要件	P. 8
4. 委託予定先の選定方法・審査基準	P. 9
5. 委託対象経費	P.10
6. 応募スケジュール・方法	P.12
－ 提出書類の全体像	P.13
7. 研究成果とデータの取扱	P.14
－ 知的財産権の帰属、その他研究成果の取扱	P.14
－ 知的財産マネジメント、権利化等方針	P.15
－ データマネジメントプラン	P.16
－ 農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン	P.17
8. その他の注意事項	P.18
－ 不合理な重複・過度の集中、不正行為、不正使用	P.18
－ 情報管理の適正化	P.19
－ 法令・指針等の遵守	P.20
9. 問い合わせ先	P.21

1. 新規公募課題の概要

※事業費は国土交通省との合算（農林水産省分は33百万円）

レーダ雨量計の解析・合成処理及び氾濫解析の高度化事業

担当府省庁：農林水産省、国土交通省

※
(事業費：73百万円（R8）、対象種別：調査・研究開発事業、事業実施期間：R7～R10)

連携先：気象庁

事業の目的

国土交通省の管理するレーダ雨量計について、降雨情報の精度向上を図り、そのデータも活用し、農業用排水路等での水位の遠隔監視技術においてノイズ除去により精度向上を図ることで、農業農村地区での氾濫解析の予測精度を向上させることを目的とします。

事業の内容

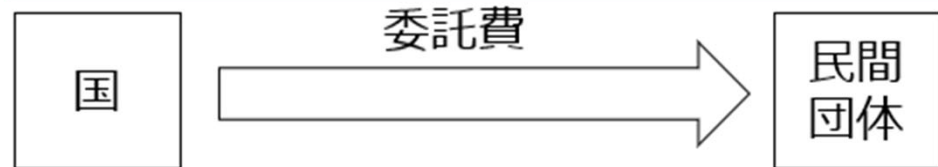
(現状・課題)

- 河川における洪水等の把握に当たりレーダ雨量計の精緻化が不可欠です。また、中小河川における水位予測や、大雨等により農業農村地区で発生する氾濫対策としても、降水データや農業用排水路等の水位データを使った氾濫予測が行われています。
- しかし、中小河川や農業農村地区では降水データが少なく、高精度な雨量データの入手が困難です。面的にデータを取得するレーダ雨量計は、観測機器が少ない中小河川での水位予測や農村地区での氾濫予測に有効なデータの一つですが、様々な要因でノイズがのりやすく、現状のデータをそのまま利用するには課題があります。
- また、遠隔監視で取得した水位データで生じるノイズにより、予測精度の向上が妨げられています。

(取組内容)

- レーダ雨量計の観測精度向上や、農業用の排水路の水位を高精度に遠隔監視する技術を構築することで、農村地区での洪水イベントを高精度でモデル化が可能となり、リアルタイム予測の精度を向上できます。
- 氾濫の予測精度が向上し、ポンプ等の水利施設の操作の支援や迅速な避難行動につながります。

事業のスキーム



実施イメージ・具体例

- 国交省レーダ雨量計の低品質データの影響を排除するよう、**合成処理プログラムを改良**します。
- 農業用の水路等での**水位の遠隔監視**においてノイズ除去による**精度向上技術を開発**します。
- 取得可能となった雨量と水位の高精度な観測データの利用により、農村地区における**過去の洪水イベントの再現**計算を通じて、**リアルタイムで水位の変化や氾濫の予測精度を向上**させます。

レーダ雨量計の高度化
(国交省)

+

水位データのノイズ除去
(農水省)



より高精度な氾濫解析

- 今まで詳細を把握することが困難であった農地等について、水利施設の的確な操作による**浸水被害の軽減**、**迅速な避難行動**等につなげることで流域治水の取組を強力に推し進め、**地域の防災力向上**に貢献します。

事業により得られる効果（アウトカム）

- 国土交通省レーダ雨量計の観測精度向上により、中小河川や農水省所管の中小規模の水路等の水位等の高精度な予測に寄与します。
- 避難行動・氾濫解析への利用や、水利施設の操作がリアルタイムに可能となり、中小河川や農地等の警戒呼びかけなど**迅速な防災対応・避難行動**につながり、**社会全体の防災力の向上**に寄与することが可能となります。

1. 新規公募課題の概要

大規模地震時地すべり危険度評価システム構築に係る調査研究事業 担当府省庁：農林水産省

(事業費：34百万円 (R8)、対象事業：調査・研究開発事業、事業実施期間：R8~10) 連携先：産業技術総合研究所

事業の目的

令和6年能登半島地震のように、大規模地震に誘発される地すべりに関しては、その危険度が事前に評価されていないことから、農研機構が開発した「地震時地すべり移動量算定手法 (SLaDEE法)」を基に、大規模地震時の地すべり危険度を事前評価して公表するとともに、その手法をシステム化して公開することにより、近年頻発する大規模地震の事前防災対策を強化します。

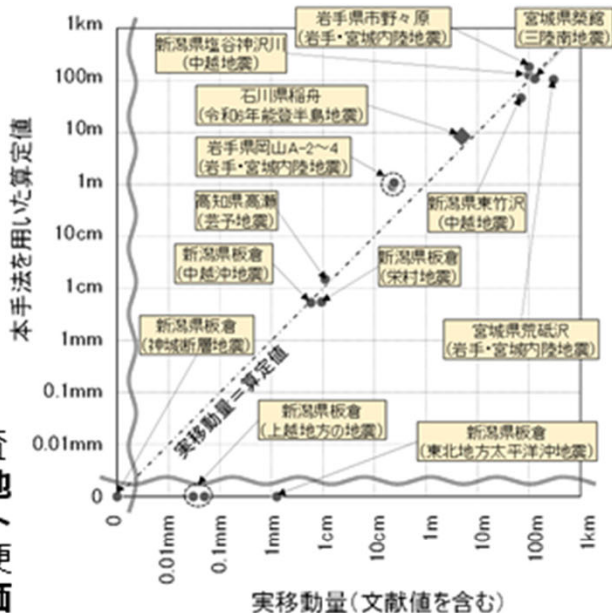
事業の内容

(現状・課題)

- 大規模地震に伴う地すべり災害発生を受け、農研機構では、地震時地すべり移動量の簡便な算定手法を開発、精度を確認済 (右図)
- 大規模地震が発生した場合の地すべりの危険度評価はほとんど行われておらず、今後の課題となっています。

(取組内容)

- 産業技術総合研究所地質調査総合センターと連携の下、地すべり危険度マップのプロトタイプ作成と迅速かつ簡便な地震時地すべり危険度評価システムの開発・公開を行います。

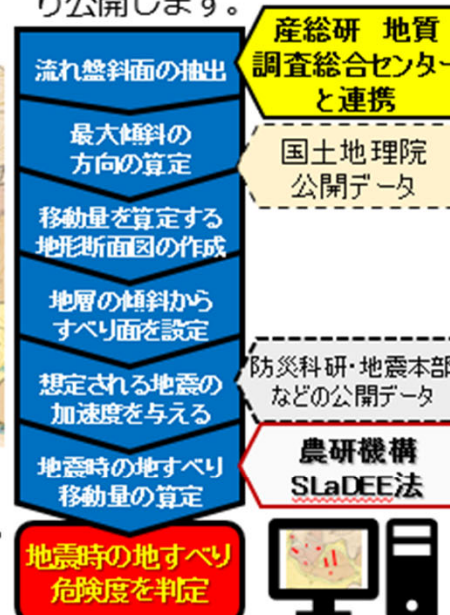


実施イメージ・具体例

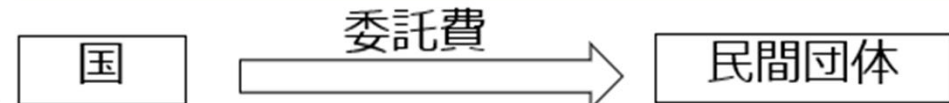
- 右のフローに沿った作業を行い、地震時地すべり危険度マップのプロトタイプを作成します。(下図は想定)
- 下のフローを、他機関から助言を得つつ、システム化を図り公開します。



※地形図(国土地理院)と地質図(産総研)に地震時に想定される地すべりの移動の向きと移動量を矢印などでGIS上に表示できるようにすることで、専門外のユーザーにもわかりやすい情報提供を行います



事業のスキーム



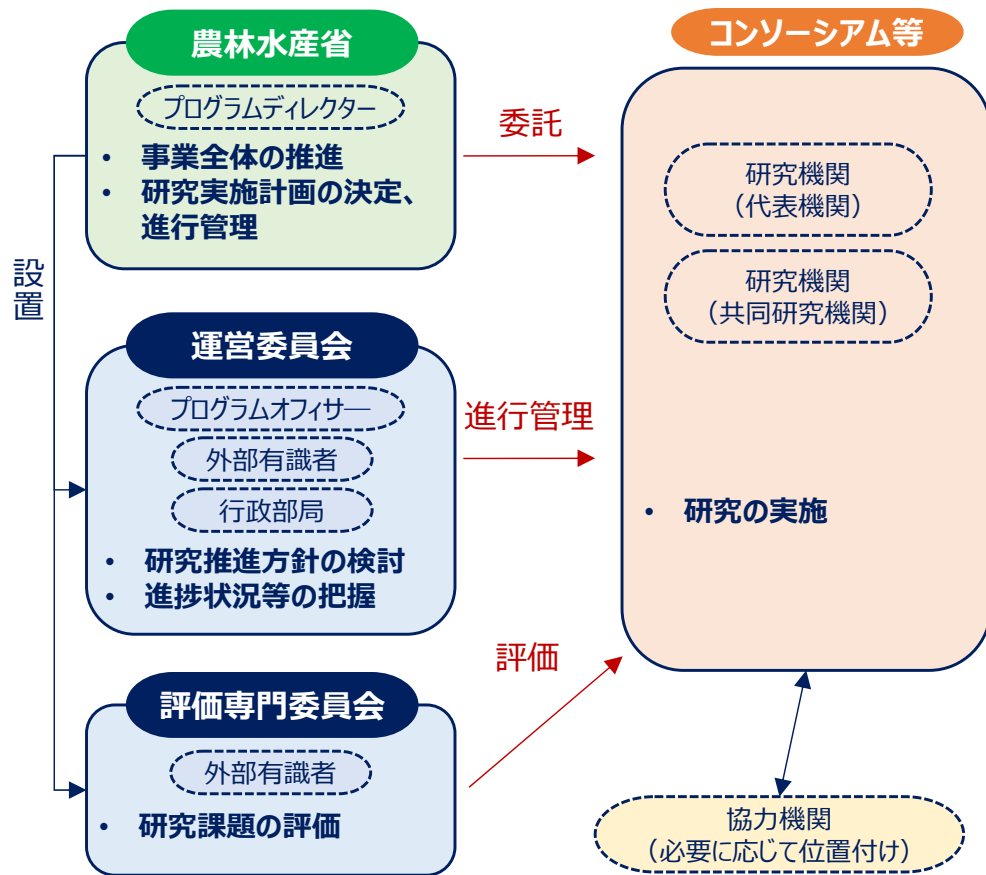
事業により得られる効果 (アウトカム)

大規模地震の発生に伴う地すべりリスクが可視化され、自治体による危険地域の特定や住民避難指示等の事前検討が可能。また、道路、送電線、上下水道等の重要インフラの立地計画に活用可能。

課題名	令和8年度農林水産技術会議事務局における事前防災対策総合推進費による調査研究委託事業
個別課題名	—
研究期間（予定）	R8～10
委託初年度限度額	99,613千円
研究内容	<p>小課題①：AI と水理モデルの融合による水路等の広域監視技術の開発 <u>農業用の排水路の水位を遠隔監視する技術を構築し、豪雨による発災初期の水位異常を高精度に検知する。また、国土交通省と連携して高精度化した雨量データを活用し、高速な水理モデルによる解析により、浸水被害を軽減する適切な施設操作を実施するための技術を開発する。</u></p> <p>小課題②：大規模地震時地すべり危険度評価システムの構築 <u>大規模地震時の地すべり危険度マップについて、国立研究開発法人 産業技術総合研究所と連携してプロトタイプを作成し、さらに迅速かつ簡便な地震時地すべり危険度評価システムを開発・公開する。</u></p> <p>小課題③：埋設管の漏水の高精度ロボット探査・情報の共有技術の開発 <u>農業用パイプライン用に開発されたカプセル型の漏水探査ロボットの高精度化及び、水道分野にも適用拡大するための改良を行うことにより、地下埋設管内の漏水位置を特定可能にする技術を開発する。また、老朽化した埋設管の計画的な補修・更新が可能となるよう、得られた測定データ等を管理者の他、国や自治体等と共有するシステムを開発する。</u></p>
達成目標 (R10年度まで)	<p>小課題①：・水位データの高度ノイズ除去技術の開発。 ・高精度化した雨量データと水位データを活用した水理解析技術の高度化。</p> <p>小課題②：・地すべり危険度マップのプロトタイプの作成。 ・迅速かつ簡便な地震時地すべり危険度評価システムの開発・公開。</p> <p>小課題③：・カプセル型の漏水探査ロボットの水道分野への適用拡大技術の開発 ・測定データ等を管理者の他、国や自治体等と共有するシステムの開発。</p>
主な留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・事前防災対策調査研究事業で開発する手法については公知化してください。 ・別紙2のデータ方針に基づき、データマネジメント企画書を作成してください。

委託研究の進行管理・評価

- ✓ 研究開発は、農林水産省から委託されたコンソーシアム等が実施（※単独での応募も可能。）
- ✓ 進行管理は、農林水産省が設置した運営委員会が行う
- ✓ 評価は、農林水産省が設置した評価専門委員会が行う



委託研究の流れ

- ✓ 公募実施後、審査委員会による審査で委託予定先を選定
- ✓ 契約条件の確認を終え次第、契約を締結（契約は毎年度実施）
- ✓ 毎年度、運営委員会により、研究計画や進捗等を確認
- ✓ 研究期間の最終年度の前年度に、評価専門委員会により終了時評価を実施
- ✓ 研究終了後2年目、5年目（必要に応じて10年目）の研究成果の普及・活用状況を把握する追跡調査を実施



3. 研究実施体制・応募資格要件

- ✓ 受託者（コンソーシアムを構成する場合は、全機関）は、**公募課題の一部又は全部を他の研究機関等に再委託することは不可。**
- ✓ 採択後、契約締結までの間に、コンソーシアムの構成員に重大な変更等があった場合には、採択を取り消し、改めて委託先の選定を行うことがある。

主な応募資格要件

【単独での応募及び複数機関による応募の両方に共通する事項】

- ✓ 民間企業、技術研究組合、公益又は一般法人、国立研究開発法人、大学、地方公共団体、NPO法人、協同組合等の国内に設置された法人格を有する研究機関等であり、以下を満たす者。
 - 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（調査・研究）」においてA、B、C又はDの等級に格付けされた者であり、国と委託契約を締結できる能力・体制を有すること
 - 事業費の執行において、区分経理処理が行える会計の仕組み、経理責任者の設置や複数の者による経費執行状況確認等の適正な執行管理体制を有すること
 - 研究の実施計画の企画・立案、実施、成果管理等を統括する研究開発責任者を選定すること（代表機関に常勤的に所属し、国内在住であること。また、当該研究に必要なかつ十分な時間が確保できること）
 - 原則、日本国内で研究を実施すること（必要と認められる場合は、この限りではない）
 - 知的財産等に係る事務管理等を担う能力・体制を有すること
 - 農林水産省から提示する委託契約書に合意できること 等

【複数の研究機関等がコンソーシアムを構成して研究を行う場合の要件】

- ✓ コンソーシアムを組織して共同研究を行うことに、コンソーシアム参加者全ての機関が同意していること。農林水産省と契約するまでの間に、コンソーシアムとして以下のいずれかが確実であること。
 - 実施予定の研究課題に関する規約を策定すること（規約方式）
 - コンソーシアム参加機関が相互に実施予定の研究課題に関する協定書を交わすこと（協定書方式）
 - 共同研究契約を締結すること（共同研究方式）等

4. 委託予定先の選定方法・審査基準

- ✓ 外部専門家（大学・企業などの研究者等）等で組織する審査委員会において、審査基準に基づいて委託予定先を選定。
- ✓ 委託予定先は、**審査項目の合計点を審査委員で平均した点数+加算項目に基づく加算点**が最高になった提案書の提案者。
- ✓ 委託予定先に対し、必要に応じて、**研究実施に当たっての留意事項（提案書の一部の内容の変更等）を付す場合がある。**
- ✓ **留意事項の全部又は一部が実行できないと農林水産省が判断したときは、委託予定先としないことがある。**

（※）下表は、一例として概要を記載したものである。詳細な審査基準は、応募要領別紙1の別表を参照。

審査基準		配点
審査項目（80点満点）	研究開発の主旨	各審査項目について、4段階で審査 A（妥当／十分） 10点 B（概ね妥当／概ね十分） 7点 C（やや不適當／やや不十分） 3点 D（妥当でない／十分でない） 0点
	研究開発計画	
	研究開発体制・情報管理実施体制	
	研究開発経費	
	技術の普及可能性	
	法律に基づく認定制度の活用状況	
加算項目（15点満点）	中山間地域における取組	5点
	ワーク・ライフ・バランス等の推進	1～5点

審査項目の1つ以上でD評価があった場合または審査項目の平均点が満点の50%を超えない場合は、原則委託予定先にしません。

- ✓ **直接経費**：研究の遂行及び研究成果の取りまとめに直接必要とする経費。
経理的に明確に区分できるものに限る（特に、消耗品費、光熱水料、燃料費等を計上する場合は注意）。
- ✓ **一般管理費**：直接経費ではないが、本委託事業のために必要な事務費、光熱水料等の経費。

	細目	主なポイント	
直接経費	人件費	<ul style="list-style-type: none"> ● 研究開発に直接従事する研究開発責任者や研究開発を行うために臨時に雇用する研究員等に係る給与、各研究機関が認めた若手研究者の自発的な研究活動等に係る給与※1等。 ● 国または地方公共団体の交付金等で職員の人件費を負担している法人（地方自治体を含む。）については、原則として職員分人件費の計上はできない。 ただし、研究開発責任者の人件費は体制の整備状況、計画時点での審査等で承認を受けている場合に限り計上可※2。 ● 本事業を含む複数の外部資金から研究員、研究補助員等に人件費等を支払う場合は、本事業の研究課題に直接従事する時間数により算出する。 このため、エフォート（研究専従率：年間の全仕事時間を100%とした場合、そのうち当該研究の実施にかかる時間の配分率）を作業日誌等により十分管理する必要。 ● 本事業の研究課題で使用するもので、耐用年数1年以上かつ取得価格が5万円以上の物品。 ただし、リース・レンタル等で経費を抑えられる場合は、リース等で対応。その場合は、借料及び損料で計上。 ● 購入の際は、複数の見積書を徴する、一般競争に付す等、購入手続きの適正性に留意した調達をする。 ● 研究以外の業務の代行にかかる経費（バイアウト経費）※3 ● リサーチアシスタント経費※4 等 	
	謝金		
	旅費		● 国内旅費
			● 外国旅費
			● 委員等旅費
	試験研究費		● 機械・備品費
			● 消耗品費
			● 印刷製本費
			● 借料及び損料
			● 光熱水料
			● 燃料費
● 会議費			
● 賃金			
● 雑役務費			
● その他必要に応じて計上可能な経費			
一般管理費	● 試験研究費の15%以内		
	● 直接経費を除く本事業に必要な経費で、 試験研究費の15%以内		
消費税等相当額	● 光熱水料等の全体額の一部を負担する場合には、事業に携わる人数比で按分する等により合理的に算出し、本事業に係る経費として明確に区分する必要。		
	● 直接経費及び一般管理費のうち非課税取引、不課税取引及び免税取引に係る経費の10%		

※1,2,3,4：次頁の「研究環境の改善に向けた取組」参照

- ✓ 競争的研究費に関する関係府省連絡会申合せに準じて、研究環境の改善に向けた取組を行っている。

前頁※1

プロジェクトの実施のために雇用される 若手研究者の自発的な研究活動等

詳細は応募要領別添 5 参照

- 本事業において雇用する若手研究者について、所属研究機関からの承認が得られた場合には、本事業から人件費を支出しつつ、本事業に従事するエフォートの一部を、自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動に充当することが可能。

競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針（R2.2.12付け競争的研究費に関する関係府省連絡会申合せ）



申合せ掲載ページ

前頁※2

研究開発責任者（PI）の人件費の 支出

詳細は応募要領別添 4 参照

- 研究活動に従事するエフォートに応じ、一定の条件を満たした所属研究機関に所属するPI本人の希望により、直接経費から人件費を支出することが可能。

競争的研究費の直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について（R2.10.9付け競争的研究費に関する関係府省連絡会申合せ）



申合せ掲載ページ

前頁※3

研究以外の業務の代行に係る経費 （バイアウト経費）の支出

詳細は応募要領別添 3 参照

- 研究プロジェクトに専念できる時間を拡充するために、PI本人の希望により、所属研究機関が構築するバイアウト制度に関する仕組みに則り、その者が所属研究機関においてになっている業務のうち、研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出することが可能。

競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費を支出可能とする見直し（バイアウト制度の導入）について（R2.10.9付け競争的研究費に関する関係府省連絡会申合せ）



申合せ掲載ページ

前頁※4

リサーチアシスタント（RA）経費等の 適正な支出の促進

詳細は応募要領別添 6 参照

- 本事業においては、RAとして研究補助に従事する博士課程学生については、直接経費から人件費等を支出することが可能。RAを雇用する研究機関において、RAの業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払う。

競争的研究費におけるRA経費等の適正な支出の促進について（R3.3.26付け競争的研究費に関する関係府省連絡会申合せ）



申合せ掲載ページ

応募スケジュール

✓ 応募スケジュールは、下表のとおり。

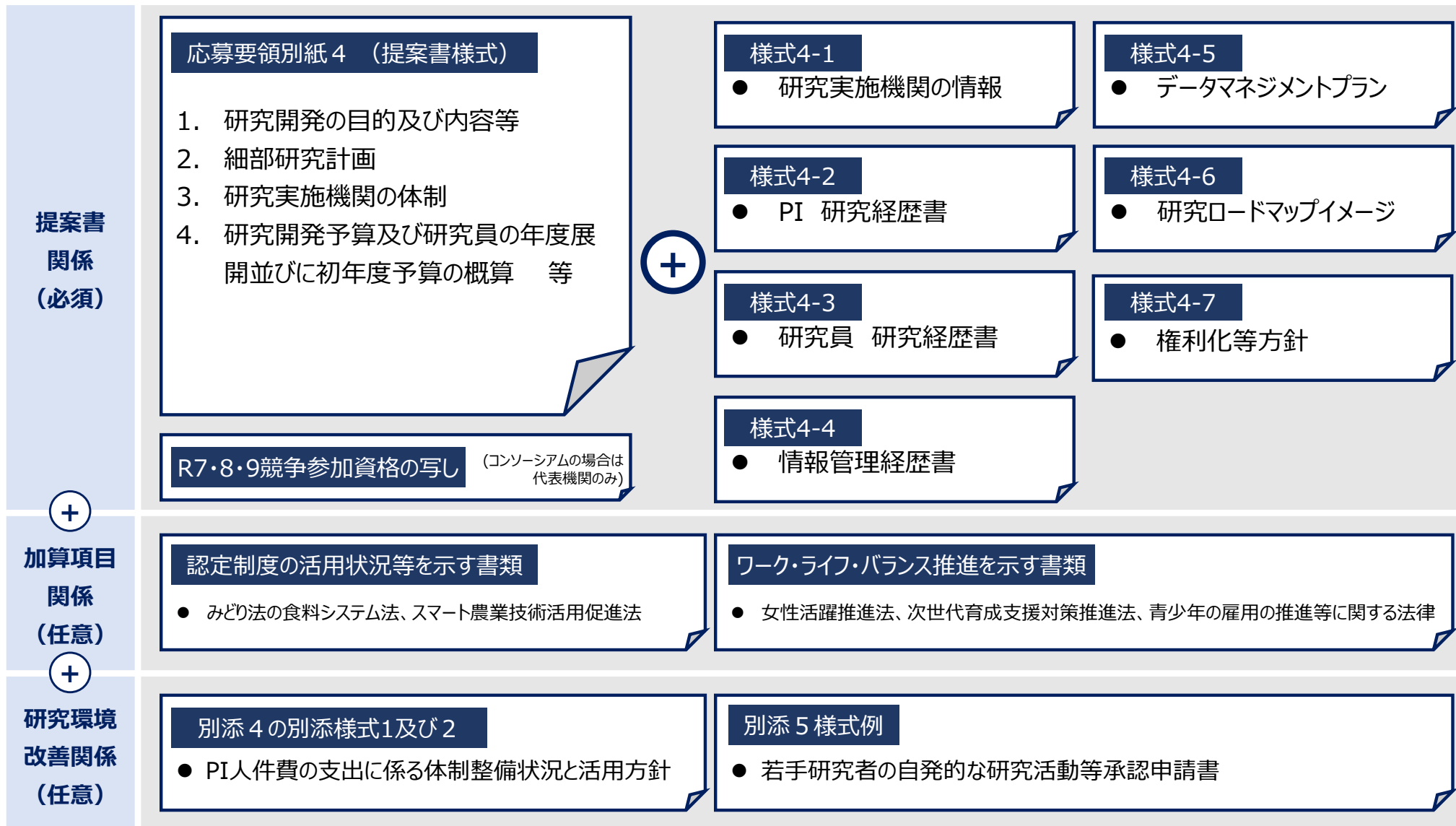
	農林水産省	提案者
6月	<ul style="list-style-type: none"> 6/3 応募受付開始 	<ul style="list-style-type: none"> 提案書等の書類を作成し、e-Radで提出
	<ul style="list-style-type: none"> 6/11 公募説明会 	
	<ul style="list-style-type: none"> 6/24 応募受付終了 (17:00厳守) 	
	<ul style="list-style-type: none"> 6月下旬～ 書面審査 審査委員会 ヒアリング 委託予定先選定 	<ul style="list-style-type: none"> プレゼン資料の作成
7月	<ul style="list-style-type: none"> 契約条件の確認を終え次第 委託契約の締結 	<ul style="list-style-type: none"> 審査委員会から付された留意事項への対応 コンソーシアムの設立 実施計画書の作成・提出 管理口座の開設 随意契約登録者名簿登録申請書の提出 研究倫理教育の実施に関する誓約書の提出

応募方法

- ✓ 提案書は日本語で作成。
- ✓ 応募は「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）」で受付。
郵送や直接の持ち込み、メール等では一切受け付け不可。
- ✓ e-Radの使用に当たっては、事前に「研究機関等」と「研究者情報」の登録が必要。
- ✓ 事前登録には、通常でも1～2週間程度（混雑具合によってはそれ以上）を要する必要があるため、十分な時間的余裕をもって行うこと。
- ✓ 応募の際には、e-Rad上で所属研究機関の事務代表者による応募情報の承認を受ける必要。応募受付期間内に承認されない場合は、応募情報が農林水産省に提出されないため注意。

e-Radの操作方法に関する問い合わせ先：
 e-Radヘルプデスク
 TEL：0570-057-060（ナビダイヤル）
 03-6631-0622（直通）
 受付時間 9:00～18:00
 ※土曜日、日曜日、国民の祝日を除く。

✓ 応募に当たっては、次の資料を提出する必要。



知的財産権の帰属

✓ 本事業では、研究成果に係る知的財産権が得られた場合、**日本版バイドール制度等に基づき、受託者が以下①～⑤の事項の遵守を約すること（確認書の提出）を条件に、農林水産省は受託者から知的財産権を譲り受けないこととする予定。**

遵守する事項

- ① 研究成果に係る発明等を行った場合には、出願等を行う前に農林水産省に報告すること
- ② 農林水産省が公共の利益のために当該知的財産権を必要とする場合に、農林水産省に対して無償で実施許諾すること
- ③ 当該知的財産権を相当期間活用していない場合に、農林水産省の要請に基づき、第三者に当該知的財産権を実施許諾すること
- ④ 当該知的財産権の第三者への移転又は専用実施権等の設定等を行う場合は、一部の例外を除き、あらかじめ農林水産省の承認を受けること
- ⑤ 当該知的財産権について自ら又は許諾先が国外で実施する場合には、あらかじめ農林水産省の承認を受けること

知的財産権とは

特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権、回路配置利用券の設定の登録を受ける権利、育成者権、品種登録を受ける地位、著作権、外国におけるこれらの権利に相当する権利、ノウハウを使用する権利

日本版バイドール制度について ▶



その他研究成果の取扱

✓ 左記事項のほか、以下のように研究成果に係る知的財産権について、**出願、登録、実施、実施許諾、放棄等を行った場合や研究成果を公表する場合には、契約期間中か否かに関わらず、定められた期間内に農林水産省への報告・承認手続が必要。**

登録等がされた際の報告

出願について設定の登録等を受けた場合、出願の取り下げを行った場合、拒絶された場合等は、定められた期間内に農林水産省へ報告が必要。

特許出願非公開制度についての報告

出願について経済安全保障推進法に基づく特許非公開手続の対象となった場合は、所定の事項を遅滞なく農林水産省に報告が必要。

知的財産権に関する実施状況報告

国内で知的財産権の実施をした場合や第三者に知的財産権の実施許諾（再実施許諾も含む）を行った場合は、遅滞なく、農林水産省へ報告が必要。

研究成果の公表の際の事前報告

論文、パンフレット、メディア（新聞、テレビ等）において、研究課題に係る活動又は成果を公表する場合、**事前に**その概要を農林水産省に報告が必要。

知的財産権の放棄

知的財産権の放棄を行う場合は、**事前に**農林水産省へ報告が必要。

など

承認手続

外国籍の者に実施許諾する際の承認手続

外国籍を有する者に知的財産権の実施許諾をする場合は、事前に農林水産省の承認を受けることが必要。

✓ 本事業における知的財産は、**農林水産研究における知的財産に関する方針**に基づき、**適切な知的財産マネジメントを行う必要**。



方針掲載ページ

研究開始時

知財合意書

コンソーシアムを構成して研究を行う場合、**研究1年目**に本事業における知的財産に関する基本的な合意事項を検討し、コンソーシアムの構成員間における合意文書を作成し、**農林水産省へ提出**。

権利化等方針（提案書様式4-7） ※以下記載例を参照

本事業では、研究成果の権利化、秘匿化、論文公表等による公知化、標準化といった取扱いや実施許諾等に係る方針を作成し、**応募時に農林水産省へ提出**。

データマネジメントプラン（提案書様式4-5）

本事業では、データマネジメントに係る基本方針（応募要領別紙2）を踏まえて、研究開発データの取扱いに係る方針を作成し、**応募時に農林水産省へ提出**。

研究期間中

知財マネジメントの実施

知財合意書に基づき、研究成果の権利化等に関する調整など、知財マネジメントに取り組む。権利化等方針を基本としつつ、知財マネジメントの知見を有する者の助言を踏まえながら、知財の取扱いの検討を行う。

農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドラインへの準拠

研究の過程で農業者等からデータの提供を受ける場合、データの取扱いについて農業者等と合意形成し、農林水産省へ報告する。

研究終了後

コンソーシアムを構成して研究を行う場合、コンソーシアムの参画機関は、委託研究が終了し、コンソーシアムが解散した後も、秘密保持や研究成果の取扱いに関する一部の条項、知財合意書の規定のうち研究成果の技術移転のために必要な権利・義務については引き続き遵守する。

【参考】権利化等方針（提案書様式4-7）の記載例

小課題名	担当研究機関名	想定される研究成果及び知的財産としての取扱い			
		研究成果の概要	創出年度	知的財産としての取扱い	知的財産としての活用方針
1. ○○の開発	△△研究所 ▲▲県	……の育成	XX	育成者権（日本、○○国） 権利者：△△、▲▲	国内民間企業へ広く利用許諾し普及する。
		……の栽培方法	XX	ノウハウとして秘匿（5年間） 保有者：△△、▲▲	生産者には秘密保持契約を締結した上で許諾する。 5年後、改めて秘匿化を継続するか再検討。
2. ○○の開発	△△研究所 (株) ■■	……の解明	XX	権利化せずに公知化 論文公表者：△△、■■	データを論文として公表する。 ただし、下記特許出願願の出願時期の対象事項については留意する。
		……の開発	XX	特許権（日本） 権利者：△△、■■	■■において実施する。

7. 研究成果とデータの取扱い - データマネジメントプラン -

✓ 本事業では、データマネジメントに係る基本方針（応募要領別紙2）を踏まえて、研究開発データの取扱いに係る方針（データマネジメントプラン）を作成し、応募時に農林水産省へ提出。

必須記入項目

データ No.	データ名称	データの説明	データの管理機関	データ管理者	データ管理者の連絡先	データの分類	データの公開レベル	データの秘匿理由	その他	メタデータのアクセス権
1	〇〇実証においてセンサより撮像した画像データ及び関連データ	小課題〇の〇〇実証において〇〇センサより撮像したデータであり、圃場の画像データ	国立研究開発法人〇〇研究所	〇〇課	TEL : 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 E-Mail : 〇〇@〇〇〇〇	委託者指定データ	レベル4 (広範な提供・利活用予定)	秘匿しない		公開
2	〇〇のシミュレーションデータ	小課題〇で開発する〇〇を予想するためシミュレーションによって得られた〇〇データ	同上			自主管理データ	レベル3 (PJ参加者以外の第三者にも提供・利活用予定)	事業化に向けて市場の競争力を確保するため		共有（一定のアクセス権を持つ者のみに開示）
...										

レベル1（自社のみで利活用）、レベル2（PJ参加者間のみで共有・利活用）、レベル3（PJ参加者以外の第三者にも提供・利活用）、レベル4（広範な提供・利活用）の中から、各研究課題の方針に基づき設定する。

データマネジメントプラン記載の情報の公開レベルについての項目。公開・共有・非公開から選択。公開を選択した場合には、当省においても利活用促進する予定。

公開レベル3 又は 4 を選択した場合、必須

データの秘匿期間	データ取得者	データの取得方法	データの想定利活用用途	データの利活用・提供方針	円滑な提供に向けた取組	データのレポート
秘匿期間なし	国立研究開発法人〇〇研究所	プロジェクトにおいてセンサを用いて自ら取得		期間中：〇〇に保存 終了後：〇〇に保存
PJ終了後1年間未満	同上	シミュレーションソフトを用いて自ら取得		期間中：〇〇に保存 終了後：〇〇に保存
...						

PJ外の者へ研究開発データを提供することが想定される場合には、追加の情報を記載する。

公開レベル4 を選択した場合、必須

その他	資金配分機関情報	体系的番号	プロジェクト名	...
	MAFF	J〇〇〇〇〇〇
				...

✓ 研究の過程で農業者等※からデータの提供を受ける場合、以下のいずれかの手順を経る必要。

- ① 農林水産省が準備したデータ提供契約書ひな形 (<https://www.affrc.maff.go.jp/docs/chizai/houshin.html> : 令和8年4月以降掲載予定) を利用する場合、当該ひな形を利用した結果の最終合意内容を農林水産省へ報告 (チェックリストの作成は不要)。
- ② 自社ひな形等を利用する場合は、AI・データ契約ガイドライン準拠チェックリストを作成の上、農林水産省へ報告。

※ 農業者等とは、農業・林業・水産業を営む個人に限られず、これらの事業を営む法人その他団体も含む。
ただし、コンソーシアム構成員は除く。

○チェックリストのイメージ

(<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/attach/pdf/keiyaku-27.pdf>を参照してください。)

カテゴリ	合意内容として確認する項目等	合意の有無 (○をつける)	合意の根拠 (条項、項目等)	合意していない場合の代替措置又は代替措置を講じていない理由	チェックの観点 (詳細はガイドライン参照。)
目的	提供/当初/派生データ等の利用目的	○			本来の目的のためのデータ利活用を促進する。ノウハウの産地外流出につながるデータ等があれば「○○地域の農業の発展と生産性向上」などの設定をし、その地域を確認する。目的があいまいだと、不測のトラブルが生じることがある (例: 提供データ等の目的外利用)。
各種定義	データ名、項目名、加工、派生データ、個人情報等	○		左の合意の有無に○がつかない場合、その代替措置や代替措置を講じない理由を記載してください。	使用する用語を明確にすることで、解釈による不一致が生じないようにする。 項目の観点を説明しています。

データ提供者にも説明の上、全ての項目をチェックしてください。

✓ 競争的研究費に関する関係府省連絡会申合せ等に準じて、以下の取組を行っている。

関係通知・指針掲載ページ
<https://www.affrc.maff.go.jp/docs/bosai/r8/r8tsuchi.html>

**不合理な重複
及び過度の集
中の排除**

- 不合理な重複とは、同一の研究者による同一の研究課題に対して、複数のプロジェクト等が不必要に重ねて配分されている状態。
 - 過度の集中とは、同一の研究者又はコンソーシアムに当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内では使いきれないほどの状態。
- 〔競争的研究費の適正な執行に関する指針（H17.9.9付け競争的研究費に関する関係府省連絡会申合せ）〕

不合理な重複、過度の集中に該当する場合の対応
 審査対象からの除外、採択の決定の取消又は経費の削減。

**研究活動の不
正行為防止の
ための対応**

- 各研究機関では、研究倫理教育責任者の設置や、契約締結時までに研究倫理教育を実施。（契約時に誓約書を提出）
 - 研究活動の特定不正行為の告発があった場合、調査委員会の設置や調査の実施等、適切に対応する必要。
- 〔競争的研究費の適正な執行に関する指針（H17.9.9付け競争的研究費に関する関係府省連絡会申合せ）
 農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン、農林水産省が配分する研究資金を活用した研究活動における特定不正行為への対応に関する規程（H18.12.15付け農林水産技術会議事務局、林野庁長官及び水産庁長官通知）〕

研究倫理教育を実施していない場合の対応
 実施していない研究機関は、本事業に参加できない。

特定不正行為が行われた場合の措置
 研究費の一部又は全部の返還や、本事業をはじめとする農林水産省所管の研究資金等への申請を一定期間制限する場合がある。

**研究費の不正
使用等**

- 不正使用とは、故意もしくは重大な過失による競争的研究費等の他の用途への使用又は競争的研究費等の交付決定の内容やこれに附した条件に違反した使用のこと。
 - 不正受給とは、偽りその他不正な手段により競争的資金等を受給すること。
- 〔競争的研究費の適正な執行に関する指針（H17.9.9付け競争的研究費に関する関係府省連絡会申合せ）
 公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）（H18.8.31付け総合科学技術会議決定）
 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（H19.10.1付け農林水産技術会議事務局、林野庁長官及び水産庁長官通知）〕

不正使用等が行われた場合の措置
 不正使用等により委託費等の全部または一部を返還した研究者及び共謀した研究者は、本事業に係る新規の応募又は継続課題への参加を一定期間認めない。（所属機関における管理・監視体制が不十分であった場合は、同機関の所属研究者全てに対し適用）
 また、本事業において不正使用等により委託費の返還措置が採られた場合、不正使用等の概要を公表。

✓ 本事業の実施に当たっては、以下の体制を確保。変更する場合には、事前に農林水産省と協議。

確保すべき体制

- ① 契約の履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい、契約を履行する業務に従事する情報管理統括責任者又は情報管理責任者（情報管理責任者等）を確保すること。
- ② 情報管理責任者等が契約の履行に必要もしくは有用な、又は背景となる経験、知見、資格、業績等を有すること。
- ③ 情報管理責任者等が他の手持ち業務等との関係において、契約の履行に必要な業務所要に対応できる体制にあること。

✓ 本事業に係る契約の履行に際し知り得た**保護すべき情報**の取扱いに当たっては、**調達における情報セキュリティ基準**（応募要領別添1）と**調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項**（応募要領別添2）に基づき管理する。

✓ 特に、保護すべき情報の取扱いについては、以下の情報管理実施体制を確保。変更した場合には、遅滞なく農林水産省に通知。

保護すべき情報とは

農林水産省の所掌事務に係る情報であって、公になっていないもののうち、農林水産省職員以外の者への漏えいが我が国の安全保障、農林水産業の振興又は所掌事務の遂行に支障を与えるおそれがあるため、特に受託者における情報管理の徹底を図ることが必要となるもの。

確保すべき体制

- ① 契約を履行する一環として受託者が収集、整理、作成等した一切の情報が、農林水産省が保護を要しないと確認するまでは保護すべき情報として取り扱われることを保障する実施体制。
- ② 農林水産省の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する実施体制。
- ③ 農林水産省が書面により個別に許可した場合を除き、受託者に係る親会社等、兄弟会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の受託者に対して指導・監督・業務支援・助言・監査等を行う者を含む一切の受託者以外の者に対して、伝達又は漏えいされないことを保障する実施体制。

✓ 応募者は、上記を踏まえて提案書と提案書様式4-4に必要事項を記載すること。

応募要領別紙4（提案書様式）

■1-7 情報管理実施体制

■4-2 事業実施責任者

1. 代表機関の情報管理統括責任者と情報管理責任者（氏名・役職・連絡先）
2. 各共同研究機関の情報管理責任者（氏名・役職・連絡先）

様式4-4（情報管理経歴書）

1. 所属及び役職
2. 学歴及び職歴
3. 情報管理に関する業務経験、研修実績、専門的知識・知見



- ✓ 「みどりの食料システム戦略」による**環境負荷低減に向けた取組強化**として、補助事業等の実施の際には、**最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化**するクロスコンプライアンスが位置付け。
- ✓ 研究開発の実施にあたっては、環境に負荷を与えることにならないよう、事業内容に関連する**環境関係法令を遵守**する必要がある。
- ✓ 受託者は、新たな環境負荷を与えることにならないよう、「**みどりチェック実施状況報告書**」に記載された項目に取り組むこと。最終年度の受託に関わる試験研究が終了したときは、「みどりチェック実施状況報告書」に**取組結果を記載し、提出**すること。

主な環境関係法令

- 肥料の品質の確保等に関する法律
(昭和 25 年法律第 127 号)
- 農薬取締法
(昭和 23 年法律第 82 号)
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
(昭和45年法律第137号)
- 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律
(平成12年法律第116号)
- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
(平成 7 年法律第112号)
- 水質汚濁防止法
(昭和45年法律第138号)
- 労働安全衛生法 (昭和47年法律第57号)
- 合法伐採木材等の流通及び再利用化の促進等に関する法律
(平成28年法律第48号)
- 土地改良法
(昭和24年法律第195号)

【参考】みどりチェック例

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・対象となる物品の輸送に当たり、燃料消費を少なくするよう検討する（もしくはそのような工夫を行っている配送業者と連携する）。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・対象となる物品の輸送に当たり、燃費効率の向上や温室効果ガスの過度な排出を防ぐ観点から、輸送車両の保守点検を適切に実施している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・農林水産物や加工食品を使用する場合には、農薬等を適正に使用して（農薬の使用基準等を遵守して）作られたものを調達することに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事務用品を使用する場合には、詰め替えや再利用可能なものを調達することに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）



みどりの食料システム戦略ページ



みどりチェックページ

9. 問い合わせ先

本事業の全般について	農林水産省 農林水産技術会議事務局 研究統括官室 農村担当	03-3502-2549
研究成果とデータの取扱いについて (知的財産マネジメント含む)	農林水産省 農林水産技術会議事務局 研究企画課 知的財産班	03-3502-7436